

ヤングケアラー普及啓発事業（漫画教材制作）委託業務に関する質疑回答

令和6年3月12日（火）

※7を追加 令和6年4月25日（木）

番号	質疑	回答
1	法人の納税証明書は、「その1」もしくは「その3」が該当すると考えられるが、「その1」の提出でよろしいか。	未納の税額がないことを確認出来る書類の提出をお願いします。 国税は、法人税、消費税及び地方消費税の納期到来分について、未納がないことの証明（納税証明書（その3（その3の3でも可））の提出をお願いします。
2	高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿への登録は、契約までに登録するということが良いか。	お見込のとおりです。 総務事務センターのホームページ等の確認をお願いします。
3	プロポーザルの参加は、現地での参加を想定しているか。	お見込のとおりです。
4	企画提案書作成要領に「事業の実施にあたっては、県内の支援体制の構築のために活動してる、ヤングケアラー・コーディネーター事業（県委託事業）も企画検討に加え、意見を取り入れた内容にしてください。」とあるが、企画提案書の作成時に意見を求める必要があるのか。それとも事業を実施していくにあたって、意見を求めるということか。	企画提案書作成時には意見を求める必要はなく、事業を実施していくにあたって、意見を取り入れていただきたいということです。
5	漫画教材の使用権は高知県に帰属することだが、後ほど別の形で使用されることはあるのか？	納品された状態のまま、ホームページへ掲載し、印刷等をして配布する予定です。一部を切り出して加工したり、二次使用は考えていません。
6	使用権は高知県に帰属することだが、著作権は漫画家にあるということか。	お見込のとおりです。 5年から10年程度の使用を考えています。
7 ※追加	漫画独特の表現やコマ割り、オノマトペのような擬音表現は活かしながら、キャラクターの動きやカメラアングルに変化をもたせる漫画アニメーション(漫画動画)も提案可能か？ 納品形式はmp4を想定しており、YouTube等を使用してサイトに埋め込むことは可能かと思われる。	印刷しての配布も予定しているため、基本的にはPDF形式での漫画教材の制作（納品）は必須となります。 ただし、漫画動画を追加で独自提案いただくことは可能です。